

SHIP SECURITY ADVISORY No. 05-25J

To: Owners/Operators, Masters, Company Security Officers, Recognized Security Organizations

SUBJECT: CONDITIONS OF ENTRY FOR VESSELS ARRIVING AT UNITED STATES PORTS FROM CERTAIN COUNTRIES

Date: 15 April 2025

(本書発行により同タイトルのSSA No.09-22は絶版とします)

合衆国法典第46編第70108条および米国国務省によるキューバ共和国のテロ支援国家指定に従い、米国沿岸警備隊(USCG)は、キューバがその港湾において効果的なテロ対策措置を維持していないと判断。(ただし、)この決定は、米海軍グァンタナモ湾基地には適用されません。

2025年4月2日以降、米国入港前の5寄港地の中にキューバ(グァンタナモ港を除く)寄港が含まれる商船はは[米国港湾保安勧告1-25](#) (US Port Security Advisory 1-25)のCおよびD項に記載された措置が必要となります。従って、キューバ(米国海軍グァンタナモ湾基地を除く)の港に寄港した後に米国に入港する船舶については、上記勧告のC項およびD項の措置が即時適用。

USCGの入国条件が適用される国および港の詳細とリストは、[\[USCG International Port Security Programs page\]](#)内の「Port Security Advisory」のリンク下にある「US Port Security Advisory 1-25」に掲載されています。

米国へ事前入港通知を提出するすべての船舶は、同時に弊局へ電子メール NOA@register-iri.com まで通知する必要があります。米国の港におけるコンプライアンス向上のための措置に関する追加情報については、弊局[Marine Notice 5-034-5](#)をご参照ください。

船舶の保安に関するその他のガイダンス、およびマーシャル船籍船が保安レベル2の設定で運航することが義務付けられている区域は、弊局ウェブ[Maritime Security webpage](#)に掲載されています。

本件に関するご質問やご懸念はこちら、marsec@register-iri.com までお問合せください。

本船舶保安通知は、毎年弊局によって審査され、特段の記載が無い限り、また置き換え、取り消しが無い限り、発行・更新から1年後に失効します。

SSA No. 05-25J

1/1

注) 本和訳はご参照頂き易い様に用意されたものでマーシャルアイランド海事局発行の公式文書ではありません。本和訳とマーシャルアイランド海事局発行の公式英語版内容に齟齬が生じた場合は常に英語版を正とします。